

アンバサダー活動規約

株式会社学研ステイフル（以下「当社」といいます）が企画する「2026年の学研ステイフルの知育玩具 公式Instagramアンバサダー企画」（「学研ステイフルの知育玩具」のアンバサダーを一般公募する企画、以下「本企画」といいます）にご応募いただくためには、以下の事項（以下「本規約」といいます）にご同意いただく必要があります。

第1条（応募および登録）

- A. 応募者は、日本国内在住の方に限らせていただきます。
- B. 応募者は、本規約に従って応募するものとし、応募時点において本規約を承諾したものとみなします。
- C. 当社は、非公開アカウント、懸賞応募用アカウント、Botアカウント等からの応募、もしくは過去に本規約または他社の実施するアンバサダー企画およびこれに類する企画につき規約違反等による登録等の取り消しを受けていた場合や申請内容に虚偽が含まれる場合、事前の通知なく応募を承諾せず、登録の取り消しを行うことがあります。
- D. 選出にかかる権利を第三者に譲渡することはできません。
- E. 応募に際して発生する通信料等は、すべて応募者の負担とします。

第2条（表明および保証）

応募者は、応募にあたり他人の名前または虚偽の情報に基づく応募でないことを保証します。

第3条（活動期間と内容）

- A. 本企画のアンバサダーの任期は、2026年5月1日から2026年12月31日までとします。
- B. アンバサダーは、当社が提供する商品を実際に使用し、ご自身のInstagramアカウント等で月1回以上の投稿を行うものとします。
- C. 投稿は公開前に当社による下書き確認を受け、承認を得なければなりません。
- D. 当社が依頼する年間の活動回数や当社がアンバサダーに提供するアイテム数は、状況により変動する場合があります。
- E. 提供アイテムの指定はできません。

第4条（商品の取り扱いおよび素材の利用）

- A. 提供された商品の転売、譲渡、オークション等への出品は、任期中・任期後を問わず

禁止します。

- B. アンバサダーの故意または過失による破損・汚損の場合、商品の交換には応じません。
- C. 事前連絡のない転居や連絡先・商品送付先不明により商品が返送された場合、再発送には応じず、以降の活動は打ち切りとします。
- D. 投稿素材（画像、動画、テキスト）の著作権はアンバサダーに帰属しますが、当社はこれらが無償かつ無期限に、自社媒体や広告等で利用できるものとします。アンバサダーは、前記の当社による利用に関し、当社および当社から正当に権利の許諾または移転を受けた第三者に対して、当該投稿素材に関する著作権者人格権（公表権、氏名表示権および同一性保持権を含みます。）を行使しないものとします。
- E. アンバサダーは、当社が前項の投稿素材の利用に際しその利用態様に応じてこれを変更したり、一部を切除したりすることがあることをあらかじめ承諾します。ただし、当社はこれらの改変であっても投稿素材の本質的部分を損なうことが明らかな改変をすることはできず、これらの改変を行う場合には、事前にアンバサダーの承諾を得るものとします。
- F. アンバサダーは、当社から求めがあった場合、投稿素材の加工前元データを速やかに提供するものとします。

第5条（禁止事項と守秘義務）

- A. 応募者またはアンバサダーは、日常的に差別的表現、誹謗中傷、暴力的・攻撃的言動、または極端な政治的主張を含む発言・投稿（SNS 全般）を行ってはならないものとします。当社が不適切と判断した場合、応募取消・任命取消を行うことがあります。
- B. 任期中は、競合他社のアンバサダー就任および類似商品の PR 投稿を禁止します。
- C. 当社が指定する情報解禁日前の情報公開（背景への映り込みを含む）を禁止します。
- D. 公開された投稿は、投稿日から最低1年間は公開状態を維持するものとします。
- E. 当社が不適切と判断した投稿については、当社の指示に従い、速やかに修正または削除を行わなければなりません。
- F. 活動を通じて知った非公開情報は、任期終了後も第三者に漏洩してはならないものとします。

第6条（免責事項および個人情報）

- A. 当社は、システムの保守や第三者による妨害、または不測の障害により本企画の停止・変更が必要と判断した場合、事前の通知なく停止できるものとします。
- B. 本企画に関連して、応募者またはアンバサダーに生じた損害等について、当社に故意または重過失がある場合を除き、当社は一切の責任を負わないものとします。

- C. 当社は、知り得た応募者の個人情報について、日本法の「個人情報の保護に関する法律」および関連法令に基づき適切に運用します。
- D. 個人情報の詳細は、当社のプライバシーポリシーに基づき適切に管理します。

第7条（規約の変更）

- A. 当社は、以下のいずれかに該当する場合は、民法第548条の4の規定に基づき本規約を変更できます。本規約が変更された後の本契約は、変更後の本規約が適用されま
す。
 - (1) 本規約の変更が、応募者またはアンバサダーの一般の利益に適合するとき
 - (2) 本規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性およびその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき
- B. 当社は、本規約の変更を行う場合は、変更後の本規約の内容および効力発生時期を当社のホームページ上および当社公式 Instagram アカウント (@gakken_newblock) への掲示その他当社所定の方法により周知します。

第8条（反社会的勢力の排除）

- A. 応募者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」という）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
- B. 応募者は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準じる行為

- C. 応募者は、反社会的勢力と取引関係を有してはならず、事後的に、反社会的勢力との取引関係が判明した場合には、これを相当期間内に解消できるよう必要な措置を講じます。
- D. 当社は、応募者が本条の表明または確約に違反した場合、何らの通知または催告をすることなく直ちに本契約の全部または一部について、履行を停止し、または解除することができます。この場合において、応募者は、当社の履行停止または解除によって被った損害の賠償を請求することはできません。
- E. 当社は、応募者が本条の表明または確約に違反した場合、これによって被った一切の損害の賠償を請求することができます。

第9条 (その他)

- A. アンバサダーが本規約に違反した場合には、当社は催告なく直ちにアンバサダー登録を取り消すことができるものとします。
- B. 本規約違反によりアンバサダー登録が取り消された場合、提供済みの商品の返還または商品相当金の支払いを求める場合があります。
- C. 本企画に関して本規約により解決できない問題が生じた場合には、双方誠意をもって話し合い、これを解決するものとします。
- D. 本規約の適用法は日本法とし、訴訟が発生する場合には、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

附則 2026年4月3日 制定

株式会社学研ステイフル